



例2

言葉で
うまく意思を
伝えられない



ご安心ください
コミュニケーション
支援ボードがあります



▲市ホームページは
こちら



4月~

事業者や行政機関などは、障がいのある人から
何らかの対応が必要と意思の表明があったとき、
負担が重すぎない範囲で対応することが求められます

合理的配慮の提供が 義務化されました

事業者の皆さま

例1



車いすで
段差を上ることが
できない



大丈夫です
スロープを
ご用意しますね



▲法改正について
詳しくはこちら
(内閣府ホームページ)



心のバリアフリーを目指した取り組みをご存じですか？

障がいを知り 共に生きる 愛顔の あいサポート運動



障がいのある方に、ちょっとした手助けや配慮を
して、暮らしやすい社会を作っていく運動です。

あいサポーターになりませんか？

困っている方にちょっとした手助けができる
方であれば、研修を受講することで
誰でもサポーターになれます。

あいサポート企業・団体になりませんか？

あいサポート運動に取り組む
企業・団体を募集しています。

研修を希望される方は
県障がい者社会参加推進センターまで
お申し込みください。

詳しくは、県ホームページを
ご覧ください▶



四国中央市 障がいのある人もない人も 共に安心して喜ばせる 愛ある社会を目指す条例

障がいに対する理解を深め、
誰もが暮らしやすい社会を目指すため、
市議会と行政が協力して作った愛ある条例です。

基本的な考え方

- 誰もが
生まれながらにして持っている権利が尊重される
- 誰もが
あらゆる分野の活動に参加できる
- 誰もが
自分らしく安全かつ安心して生活できる
- 誰もが
意思疎通の手段を選択できる
- 誰もが
連携協力して、互いを理解する

